

令和 8 年 第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 号 遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定について
（付託案件）（総務・文教常任委員会審査報告、令和 7 年第 6 回定例会付託）
- 日程第 3 3 議案第 3 号 遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）（民生・経済常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 令和 8 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 議案第 2 2 号 令和 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 議案第 2 3 号 令和 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 議案第 2 4 号 令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 議案第 2 5 号 令和 8 年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 議案第 2 6 号 令和 8 年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 議員派遣について
-

◎出席議員（15名）

議 長	1 5 番	杉 本 信 一 君	1 4 番	佐 藤 昇 君
	1 番	秋 元 直 樹 君	2 番	戸 松 恵 子 君
	3 番	阿 部 君 枝 君	4 番	白 幡 隆 一 君

《令和 8 年 3 月 1 3 日》

5番	遠藤明美君	6番	佐藤和徳君
7番	渡辺清夏君	8番	山本悟君
9番	村岡敦子君	10番	前島英樹君
11番	今村則康君	12番	勢志優華君
13番	山谷敬二君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	高橋義久君		

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課周年事業担当課長	中原誉君
総務課契約担当課長	田村明彦君	企画課長	大西公太君
財政課長	今井昌幸君	税務課長（兼）滞納対策室参事	生駒健二君
保健福祉課長	渡邊亮司君	保健福祉課参事	大柳京美君
住民生活課長	太田貴幸君	子育て支援課長	二瓶雄介君
農政林務課長	石川正徳君	商工観光課長	水野徹君
建設課長	米谷克美君	水道課長	小野寺悟君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	大川寿雄君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	長原裕一君	白滝総合支所参事	吉岡秀利君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	堂前政好君	社会教育課長	中南秀隆君
選挙管理委員会事務局長	松村圭悟君	監査委員事務局長	成中克也君
農業委員会事務局長	石川正徳君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、渡辺議員、山本議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付した議事日程追加表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第31 議案第27号

○議長（杉本信一君） 日程第31 議案第27号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第27号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の繰越明許費を変更するものであり、「第1表繰越明許費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

繰越明許費の変更につきましては、3款民生費2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、2月議会臨時会において補正予算により計上いたしましたが、手当支給に係る国の取扱いの変更により、令和7年度事業として予定していた経費を令和8年度事業に繰り越す必要が生じたため、繰越明許費の金額を4,242万4,000円に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第27号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第32 議案第3号遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定についてを議題とします。

令和7年第6回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

佐藤総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（佐藤和徳君） ー登壇ー

令和7年第6回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、北海道遠軽高等学校の生徒の確保及び遠隔地のため自宅からの通学が困難である生徒の負担を軽減することを目的として、遠軽高等学校学生寮を設置するため必要な事項を定めるものです。

この付託議案につきましては、本委員会において委員会審査を令和8年1月20日、2月18日、3月9日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 3 3 議案第 3 号

○議長（杉本信一君） 日程第 3 3 議案第 3 号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本定例会において付託しました民生・経済常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

渡辺民生・経済常任委員長。

○民生・経済常任委員長（渡辺清夏君） ー登壇ー

令和 8 年第 2 回遠軽町議会定例会におきまして、民生・経済常任委員会に付託されました議案第 3 号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第 7 7 条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましても、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、必要な事項を定めるものです。

この付託議案につきましては、本委員会において委員会審査を令和 8 年 3 月 1 0 日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、民生・経済常任委員会に付託されました議案 1 件の報告を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 3 号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 3 4 議案 2 1 号から日程第 3 9 議案 2 6 号

○議長（杉本信一君） 日程第 3 4 議案第 2 1 号令和 8 年度遠軽町一般会計予算、日程第 3 5 議案第 2 2 号令和 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第 3 6 議案第 2 3 号令和 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 3 7 議案第 2 4 号令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第 3 8 議案第 2 5 号令和 8 年度遠軽町水道事業会計予算、日程第 3 9 議案第 2 6 号令和 8 年度遠軽町下水道事業会計予算、

以上議案6件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

秋元予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（秋元直樹君）　－登壇－

令和8年度遠軽町各会計予算に係る特別委員長報告。

令和8年度遠軽町一般会計予算ほか5件につきましては、令和8年第2回遠軽町議会定例会において、予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をまいりました。

審査に当たりましては、理事者をはじめ関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第21号令和8年度遠軽町一般会計予算から議案第26号令和8年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案6件を全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、報告書に記載のとおりでありまして、3月12日に委員会審査報告書の確認及び採決を経たものです。

以上です。

○議長（杉本信一君）　委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案6件の採決をいたします。

採決は、上程の順により各議案ごとに行います。

これより、議案第21号令和8年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和8年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和8年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和8年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和8年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和8年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第40 議員派遣について

○議長(杉本信一君) 日程第40 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

《令和8年3月13日》

会議を閉じます。

以上で、令和8年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 渡辺 清夏

署 名 議 員 山本 悟